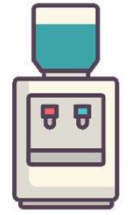


「ウォーターサーバー」



勧誘トラブルにご注意ください！

<相談事例>

ショッピングモールで声をかけられ、その場で契約をした。サーバー代は無料、水代が月々4千円、5年以内に解約すると解約料がかかると説明を受けた。実際に水を飲んでみたが体に合わないようなので解約したいが、クーリング・オフできないか？ (70歳代 女性)

\\ アドバイス //

ウォーターサーバーのレンタル契約は、サーバーのレンタル料は無料でも、実際は水を定期購入する契約です。あらかじめ決められた期間は、水の購入を継続しないと解約料がかかることがあります。契約内容をよく確認し、必要がなければきっぱり断りましょう。

\\ チェックポイント //

- ✓ 毎月支払う金額は確認しましたか？
- ✓ 解約料や違約金について確認しましたか？
- ✓ 販売員の説明は契約書の内容と一致していますか？
- ✓ 複数の事業者の価格、サービス内容を比較・検討しましたか？

条件を満たせばクーリング・オフができる可能性があります。

まずは消費生活センターへご相談ください！

※通話料はすべて有料です

消費者ホットライン ☎188(いやや)

～ あなたの地域の消費生活センターにつながります ～

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 ☎ 861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】 ☎ 582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】 ☎ 951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎ 641-9782

※門司、若松、八幡東の各区相談窓口での面談は、
消費生活センター ☎ 861-0999 へご相談ください。



まもりん



みもりん